

出席(登校)停止について

お子さんが現在かかっていると思われる病気は、学校保健安全法により他の生徒にうつるおそれのある期間は出席(登校)できないことになっています。(その間は欠席とみなされません)必ず医師の診断および治療を受け、再び出席(登校)する際には下記の「感染症診断通知書」を持たせてください。

※ 病(医)院によっては、感染症診断通知書の記入に文書料がかかる場合があります。

病 名	出席(登校)停止期間の基準
	第2種の感染症は、下記の基準のほか、 医師により感染のおそれがないと認めるまで出席停止となります。
1 インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。
2 麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
3 風 し ん	発疹が消失するまで。
4 水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで。
5 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
6 咽頭結膜熱 アデノウイルス感染症	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
7 百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質による治療が終了するまで。
8	

専 門 医 様

上記に該当する生徒の疾病が治癒し、または他の生徒にうつるおそれなくなりましたら、保護者又は児童生徒に「出席(登校)してもよい」旨の指導をし、下記の通知書によりお知らせくださいますようお願いいたします。

..... さ り と り せ ん

感 染 症 診 断 通 知 書

年 組 氏名

病名 _____ 診断日 _____ 月 _____ 日

上記の生徒の疾病は治癒し、または他の生徒にうつるおそれがないと認められます。

出席(登校)してもよいと認められる日	月 _____ 日から
--------------------	-------------

病(医)院名又は
医 師 氏 名 _____